

藤沢市道路用地寄附受入取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市道路用地寄附受入取扱要綱（平成23年藤沢市告示第392号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき要綱第2条第1項第10号ア及びイに該当する私有で現に道路敷として供している用地（以下「道路」という。）の寄附を受け入れるに当たり、同項第11号に基づき必要な条件を定めることを目的とする。

(寄附条件)

第2条 要綱第2条第1項第11号に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 道路の幅員が、有効幅員（道路敷及び付属物を含まない通行可能な幅員）で4.0m以上確保されており、かつ、当該道路が階段状でないこと。
- (2) 道路の構造（舗装構成等）が、L型側溝が設置され藤沢市道のアスファルト標準断面と同等であること。この場合において、地盤が盛土した地盤や軟弱地盤であるときは、所定の強度を有する構造であること。
- (3) 道路が道路構造令（昭和45年政令第320号）を満足したものであること。
- (4) 道路が同一平面で交差又は接続する部分（交差点又は曲がり角の角度が120度以上のものを除く。）には、角切長3.0m以上（片側のみの場合は4.5m以上）確保されていること。
- (5) 道路縦断勾配については、原則として、現道との擦りつけから6.0mは、2.5%以下の緩勾配が確保されていること。また、縦断勾配の上限は原則9%（やむを得ない場合は12%）、下限は0.3%であること。それぞれに満たない場合は別途協議すること。
- (6) 道路に隣地との高低差がある場合には、ガードレール及び転落防止柵が設置されていること。また、道路付属物として擁壁がある場合、はらみ及びクラック等がなく構造が明確で構造計算等により安全性の確認がされたものであること。
- (7) 道路の排水を支障なく排除できる維持管理可能な排水施設が設置されていること。
- (8) 5以上の所有者の異なる既存の家屋及び宅地がこの道路に面しており、各戸の居住者が通行していること。
- (9) 道路は、寄附後道路の掘返しがないう下水道、水道、ガス及び電力通信管が埋設済であること。

(10) 下水道、水道、ガス及び電力通信管の頂部と路面との距離は別表のとおりとする。

別表

埋設物	頂部と路面との距離
下水道管	本線：2.0m 支線：1.2m（やむを得ない場合はそれぞれ1m）
上水道管	1.2m（やむを得ない場合は0.6m）
ガス管	1.2m（やむを得ない場合は0.6m）
電力通信管	車道：0.8m 歩道：0.6m

附 則

- 1 この要領は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、改正後に藤沢市道路用地寄附受入取扱要綱第4条に基づきなされた同要綱第2条第1項第10号ア及びイに該当する道路の寄附について適用し、改正前になされた寄附の申出については、なお従前の例による。
- 3 この要領は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。